

監査公表第 566 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 19 年 9 月 27 日

京都市監査委員	棕	田	知	雄
同	柴	田	章	喜
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1. 請求の要旨

平成 18 年 9 月 25 日、京都市立病院（以下「市立病院」という）の薬剤科部長補佐片桐秀樹および管理課職員山川豊義が財団法人医療機能評価機構（東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 11 番地。以下「評価機構」という）から受けた照会に対する回答書を提出するために評価機構へ出張した。その出張のために兩名職員に旅費および日当が支給されている。（敬称略）

評価機構は認定病院で起きた医療事故に関する情報を広く収集している。評価機構が市立病院に提出を求めた具体的な内容は、添付した事実証明書にあるように、

- (ア) 市立病院で起きた医療事故が「病院機能評価認定に関する運用要項第 9」に規定する「重大な医療事故」にあたるか否かに対する市立病院の意見、および
 - (イ) 「重大な医療事故」であれば、同要項第 9 第 1 項にある次の事項を含む「事故報告書」の提出である。
 - (1) 事故発生前後の詳細な事実経過
 - (2) 事故発生の原因の分析
 - (3) 患者・家族への説明の経緯、及び患者・家族の病院に対する意見と具体的対応
 - (4) 行政、保健所等への報告の状況、及び警察への届け出の有無
 - (5) 事故後に行った再発防止のための具体的方策と期待される効果
 - (6) 当該認定時以降の医療安全に関連する委員会記録、医療安全関連の研究・教育の実績、及び医療安全指針や関連する業務マニュアル等の資料つまり、(ア)は市立病院で起きた事故が評価機構が規定した「重大な医療事故」に該当するか否かの医学的見地からの意見、(イ)は客観的事実の報告である。
- この回答書を提出するために職員が評価機構へ出張したが、以下の理由から

郵送で評価機構に送付すれば十分であり、職員が評価機構へ持参しなければならない理由はまったくない。

- ・ 書類を提出する場合、費用の点から郵送する方法が最も広く採用されている。評価機構の照会文書には提出方法は特に記載されておらず、評価機構が郵送による送付を拒むとは考えられない。したがって、郵送で十分であり職員が東京まで持参する必要性はない。
- ・ 報告書には患者のプライバシーを記載した箇所があるが、プライバシー保護の必要性から持参を選択する合理的な理由はない。納税者のプライバシーが掲載されている市民税納付書は郵送されており、同様に預金者のプライバシーが掲載されている銀行のステートメントも郵送されている。これは郵送でもプライバシーは保護できると一般的に考えられていることの証左に他ならない。また、評価機構も郵送の方法でもプライバシーを保護できると判断しているからこそ提出方法を限定していないと考えられる。
- ・ 確かに郵便物が紛失する可能性はゼロではない。だからと言って、わざわざ職員を出張させるのは税金の支出のあり方として妥当とは思えない。市役所では毎日、本件の書類よりももっと重要な書類の送付が郵送で行われているはずであり整合性がない。もし紛失の心配があるのであれば配達証明郵便で送付するという選択肢があったはずである。
- ・ 郵送では9月25日の提出期限に間に合わないためというのであれば、本件は職員が自己の職務怠慢ぶりを税金を使って隠そうとしたことに他ならない。市立病院が評価機構からの照会文書を受け取ったのは8月下旬頃と考えられ、回答書を作成、郵送する時間として約3週間もの十分な時間を与えてもらっている。それなのに郵送では間に合わないから出張したというのであれば、その間の職員の勤務態度に極めて大きな問題があったと判断するのが相当である。真にやむを得ない事情から郵送では提出期限に間に合わなくなったのであれば、電話でその事情を評価機構に一言説明すれば済む話である。いずれにせよ本件の出張に公費を支出する合理的な必要性はいささかも存在しない。
- ・ 旅行命令簿には用務として「日本医療評価機構への事務連絡」と記載されている。別途口頭による補足説明をするためということかもしれない。しかし、前述の通り、本件は医学的見地からの意見および客観的事実の報告である。したがって、本件の回答はすべて書面にできるはずであり、また書面ですべてを完結すべき性格のものである。またそれは、公平、公正、透明性が求められる市職員の行動のあり方とも合致するものであり、また今後の医療事故防止に役立てるためにもできるだけ正確な記録を書面に残しておくのが病院として求められる姿である。よって、補足説明があるのであれば、それ

は口頭で説明するのではなく、文書で作成し回答書とともに評価機構へ郵送するのが妥当な事務処理である。

にもかかわらず、2名もの職員がわざわざ東京へ出張し持参している。本件のお出張により市民の大切な税金を浪費したことは明らかであり、本件の支出は不適切かつ不当な支出である。

よって、出張した2名の市立病院職員に対し、旅費および日当等、本件のお出張に伴うすべての支出を一般会計に返還するよう求める。出張した職員が返還を拒む場合、あるいは出張した職員に返還を求めるのが何らかの事情で酷な場合には、本件出張を命じた関係職員等に損害賠償を命じるなどの措置をとることを求める。

2. 請求者

京都市中京区

氏名 A

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 19 年 7 月 20 日

京都市監査委員殿

添付した事実証明書

- ・ 平成 18 年 8 月 25 日 財日医機評第 1266 号「医療事故発生の有無について（照会）」
- ・ 平成 18 年 9 月 25 日 市病第 156 号「医療事故発生の有無について（回答）」および別紙「報告書」
- ・ 平成 18 年 9 月 21 日 旅行命令簿（旅行者 管理課職員 山川豊義）
- ・ 平成 18 年 9 月 25 日 旅行命令簿（旅行者 薬剤科部長補佐 片桐秀樹）
- ・ 平成 18 年 9 月 22 日 平成 18 年度 No. 1100 支払伝票
- ・ 平成 18 年 9 月 21 日 旅費請求兼領収書および旅費明細

以上

注 1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 5 1 号

平成 19 年 9 月 21 日

請求人 様

京都市監査委員 椋 田 知 雄

同 柴田章喜
同 江草哲史
同 藤井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 19 年 7 月 23 日付けで提出された地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により通知します。

第 1 請求の要旨

- 1 平成 18 年 9 月 25 日、財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）から京都市立病院（以下「市立病院」という。）に対してされた平成 18 年 8 月 25 日付け照会（以下「本件照会」という。）に対する市立病院からの回答（以下「本件回答」という。）の提出のため、市立病院の薬剤科部長補佐（以下「本件部長補佐」という。）及び管理課係員（以下「本件係員」という。）（以下、本件部長補佐及び本件係員を「本件出張職員」という。）が評価機構へ出張し（当該出張を以下「本件出張」という。）、両職員に旅費及び日当が支給された。
- 2 評価機構は、認定病院で起きた医療事故に関する情報を広く収集しており、本件照会において、①市立病院で起きた医療事故が「病院機能評価認定に関する運用要項」第 9 に規定する「重大な医療事故」に該当するかどうかに係る市立病院の意見及び②「重大な医療事故」に当たる場合は、同要項第 9 1 に定める「事故報告書」の提出を求めている。
- 3 本件回答は、次の理由から郵送すれば十分であり、職員が出張して評価機構に持参する必要はない。
 - (1) 書類を提出する場合、費用面から郵送による方法が最も広く採用されている。評価機構は提出方法を指定しておらず、評価機構が郵送による提出を拒むとは考えられない。
 - (2) 報告書には、患者のプライバシーを記載した箇所があるが、納税者のプライバシーが記載されている市民税納付書及び預金者のプライバシーが記載されている銀行のステートメントも郵送されていることから、一般的に郵送でもプライバシーを保護できると考えられている。評価機構も、郵送でもプライバシーを保護できると判断しているから提出方法を限定していないと考えられる。
 - (3) 郵便物の紛失の可能性はなくはないが、そのために職員を出張させるのは、税金の支出のあり方として妥当ではない。市役所では、毎日、本件の書類よりも重要な書類が郵送されているはずであるし、紛失の心配があれば、配達証明で郵送する選択肢がある。

- (4) 仮に、郵送では平成 18 年 9 月 25 日の回答期限に間に合わないという出張理由であれば、市立病院が本件照会文書を受領したと考えられる同年 8 月下旬から回答書の作成、郵送期間を含めて約 3 週間の十分な期間があったのであるから、本件出張は、職員が自己の職務怠慢を税金を使って隠そうとしたものであり、その間の職員の勤務態度に大きな問題があったと判断するのが相当である。
- (5) 旅行命令簿には用務として「日本医療評価機構への事務連絡」と記載されており、別途口頭での補足説明を行うための出張ではないかと思われるが、本件は医学的見地からの意見及び客観的事実の報告であり、すべて書面で回答できるものであり、また、そのようにすべきである。
- 4 以上のことにもかかわらず、2 名もの職員が東京へ出張して回答書を持参したことは、市民の大切な税金を浪費したことが明らかであり、本件支出は不適切かつ不当である。
- 5 よって、本件出張職員に対し、旅費及び日当等、本件出張に伴うすべての支出を一般会計に返還させ、又は本件出張を命じた関係職員等に損害賠償を命じる等の措置を採ることを求める。

第 2 監査の実施

1 新たな事実の主張

平成 19 年 8 月 6 日に、請求人から新たな事実の主張があった。その要旨(上記第 1 に掲げたものを除く。)は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件出張に係る職員について

ア 平成 19 年 2 月 7 日午前 9 時ころ、市立病院の耳鼻いんこう科診察室前の待合所で、市立病院事務局長(以下「事務局長」という。)と偶然会って話をした際、本件回答については同人と本件係員が持参したとの説明を受けた。

イ 平成 19 年 3 月 8 日に市立病院事務局次長及び本件係員と面談した際に、本件回答をだれが持参したかを質問したところ、本件出張職員であることが回答された。

ウ 平成 19 年 5 月 25 日の市立病院側との面談の際、本件係員から、本件出張先での面談相手が評価機構の認定病院患者安全部長であることを確認した。

エ 評価機構の幹部と会って重要な話があったのかもしれないのに、事務局長が行かずに、本件と関係がない本件部長補佐が行くとは考えられない。

オ どのような医療事故を評価機構に報告するのかということに関し、京都の 6 つの公立病院で取り決めがあり、その取り決めに影響するの

で、事務局長がわざわざ行って話をしたのではないかと推測される。
カ 以上から、本件出張をした実際の職員は、旅行命令が発せられた本件部長補佐ではなく、事務局長であると考えられる。

(2) 旅行命令日と旅費の支出手続の日の矛盾について

ア 本件出張に係る旅費は、平成 18 年 9 月 21 日に市立病院管理課長（以下「管理課長」という。）から請求され、同月 22 日に支払手続がされ、同日支払われている。

イ しかし、本件部長補佐については、旅行命令が平成 18 年 9 月 25 日に行われており、旅行命令が行われる前に旅費が支出されたことになっている。旅行命令もなしに旅費が支出されるなどということはあり得ず、明らかに間違っている。

2 関係職員の陳述及び関係書類の提出

保健福祉局の職員（以下「関係職員」という。）に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 19 年 8 月 20 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 市立病院は、平成 17 年 1 月 24 日に、評価機構が定める認定基準を達成している病院であるとの認定を受けたが、今回、評価機構から、医療事故発生の有無について、初めて照会を受けた。
- (2) 本件照会に係る医療事故事案（以下「本件事故」という。）は、平成 18 年 5 月 26 日、鼻の手術を施行した際に誤って右目内直筋を損傷したものであり、安全な医療を提供していく者として、真摯に反省し、重く受け止めている。
- (3) 本件事故については、市立病院が定める医療事故の公表基準に該当せず、また、評価機構が定める「重大な医療事故」には該当しないため、評価機構が定める「医療事故報告書」の対象には該当しないと判断した。
- (4) しかし、本件回答において「報告書」を提出したことをもって、市立病院が本件事故を「重大な医療事故」であると判断したとの誤解を評価機構に与えないよう、市立病院の意図を確実に伝達する必要があったこと、回答項目とその内容の確認を確実に行ったかったこと、及び補足説明が求められた場合の対応などを誤解が生じないように行ったことから、面談のうえ、協議をする必要があった。
- (5) そのほか、事故報告制度の趣旨や他病院の動向について評価機構に問い合わせるためにも面談の必要があった。
- (6) 本件出張職員の選定理由は、次のとおりである。
 - ア 本件部長補佐は、市立病院内の専従リスクマネージャーで、市立病院で発生する医療事故の分析や予防を専門に行う職員であり、今後の

医療事故対応の観点から出張させた。

イ 本件係員は、市立病院に対する訴訟への対応、発生した医療事故への対応を行う職員であり、本件事故に係る患者及び家族との実際の折衝に当たっていたため出張させた。

(7) したがって、本件出張については、目的及び本件出張職員の選定共に適切なものであり、出張旅費の支出は、不適切かつ不当なものではない。

(8) 請求人の上記 1 (1)の主張については、同アの日時及び場所において、請求人からの本件回答を評価機構に提出しに行ったのかどうかとの質問に対し、事務局長が、市立病院として本件回答を提出したとの趣旨で「行きました」と回答したものである。

本件出張当日の事務局長の日程は、終日、市役所本庁舎で行われた市会市長総括質疑に対応するための庁内会議のために充てることとされており、同人は、当日の午前 10 時から、当該会議に出席している。

(9) 請求人の上記 1 (2)の主張については、旅行命令の起案の際に、誤記したものである。

第 3 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び請求人からの新たな事実の主張並びに関係職員の陳述、関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 評価機構による認定制度

ア 評価機構は、病院等の医療施設の機能について、学術的な観点から中立的な立場で評価し、その改善を支援する等により、国民の医療に対する信頼の確保及び医療の質の向上を図ることを目的とする財団法人であり、この目的に係る事業の一つとして、病院機能評価事業が実施されている。

イ 病院機能評価に係る認定制度は、評価機構による病院機能評価の評価結果が標準的な水準以上である病院を認定病院とし、認定証を発行するものであり、市立病院は、平成 17 年 1 月 24 日に、認定病院となっている。

ウ 認定病院は、認定の有効期間（5 年間）中に、評価機構が定める重大な医療事故が発生したときは、45 日以内に医療事故報告書を評価機構に提出するものとされている。

(2) 本件出張までの事実経過

ア 平成 18 年 5 月 26 日に、市立病院の耳鼻いんこう科において、執刀医の手術ミスによる本件事故が発生し、同年 8 月 3 日に本件事故につ

いての事実及び市立病院側の対応等について新聞報道がされた。

イ 平成 18 年 8 月 25 日に、本件事故について、評価機構から市立病院に対し、本件照会がされた。

ウ 平成 18 年 9 月 25 日に、本件回答を評価機構に提出するため、市立病院の職員 2 名による本件出張がされた。

(3) 本件照会及び本件回答の内容

ア 本件照会の内容

(ア) 本件事故が、報告を要する重大な医療事故に該当するか、市立病院としての見解を示すこと。

(イ) 重大な医療事故に該当する場合、平成 18 年 9 月 25 日までに、所定の内容の医療事故報告書を提出すること。

イ 本件回答の内容

(ア) 上記ア(ア)については、本件事故が重大な医療事故には該当しないと判断した。

(イ) 上記ア(イ)については、本件事故は重大な医療事故には該当しないが、報告書を作成したので提出する。

(4) 本件出張の目的及び本件出張職員の選定

ア 本件回答に当たり、回答書及び報告書を郵送せずに職員に持参させた目的は、次のとおりである。

(ア) 市立病院の医療事故に係る評価機構からの照会は、市立病院が認定病院となって以後、本件照会が初めてのことであった。

(イ) 市立病院では、本件事故が報告を要する「重大な医療事故」には該当しないと判断したものの、本件事故に係る事後対応について市会から批判を受けるなどしていたため、本件回答に際し、上記(3)イ(ア)の趣旨を回答することに加え、本件事故の被害者や評価機構、市会及び市民への説明責任を果たす観点から、事実関係等について、評価機構が求める「医療事故報告書」ではない任意提出の「報告書」として提出する必要があると判断した。

(ウ) 市立病院では、次の理由から、本件回答の提出に当たっては、面談のうえ説明する必要があると判断した。

a 任意提出であっても、報告書を提出すれば、市立病院が本件事故を「重大な医療事故」に該当すると判断したとの誤解を評価機構に与えるおそれがあったため、任意に報告書を提出した市立病院の意図を確実に評価機構に伝達する必要があること。

b 評価機構が定める医療事故報告書ではない任意提出の報告書が評価機構に受理されるかどうか、及び記載形式や内容が評価機構

の要求する水準を満たしているかどうかについて、評価機構と協議のうえ提出する必要があったこと。

ｃ 本件事故が、市立病院が「重大な医療事故」に当たらないと判断した事案であるにもかかわらず、新聞報道をされるまでの事態となった経過等について、評価機構から補足説明を求められる可能性があると考えたこと。

(エ) 市立病院としては、本件回答に際し、報告書の形式等事務的な内容のほか、「重大な医療事故」の判断基準、他病院の状況等を評価機構に問い合わせる必要があったが、内容が多岐に及ぶことから、併せて面談の際に質問することとした。

イ 本件出張職員の選定理由は、次のとおりである。

(ア) 本件部長補佐は、市立病院内の専任のリスクマネージャーとして、市立病院で発生する医療事故の分析や予防を専門に行う職員であったことから、今後の医療事故への対応の観点から出張させることとされた。

(イ) 本件係員は、市立病院に係る訴訟への対応、医療事故に係る患者への対応を行う職員であり、本件事故に係る患者及び家族との交渉に当たっていたことから、出張させることとされた。

(5) 本件出張に係る旅行命令

ア 本件出張に係る旅行命令（以下「本件旅行命令」という。）については、京都市事業所の長等専決規程（以下「事業所専決規程」という。）により、本件部長補佐の出張については市立病院薬剤科部長が、本件係員の出張については管理課長が、それぞれ専決権限を有することとされている。

イ 本件旅行命令は、旅行命令簿の記載上は、本件部長補佐については平成18年9月25日に、本件係員については同月21日に、それぞれ管理課長が専決して決定したこととされている。

ウ 市立病院においては、各所属の職員の出張について、管理課が、出張する職員から、あらかじめ出張届（所属長が押印したもの）の提出を受け、同課で一括して旅行命令の手続を処理する実務を行っていたため、本来であれば所属長が専決権限を有する課長補佐級以下の職員に係る旅行命令について、誤って管理課長が決定する実務を行っており、本件部長補佐に係る本件旅行命令については、本来の専決権者である薬剤科部長ではなく、管理課長が決定した。

エ 本件部長補佐に係る本件旅行命令については、旅行命令簿中の命令日欄（旅行命令又は旅行命令の変更若しくは取消しの日を記載すべき

欄をいう。以下同じ。)に、旅費の支出に係る手続が行われた後の日付が記載されている。これは、管理課において当該旅行命令を起案した際に、命令日欄に、起案日(平成18年9月21日)を記載しようとしたが、誤って、旅行期間(同月25日)と同じ日付を記載したことによるとされている。

オ 本件旅行命令は、旅行期間を平成18年9月25日の日帰りとし、用務地を東京都とし、用務内容を評価機構への事務連絡として、本件出張職員に発せられた。

(6) 本件出張

ア 平成18年9月25日に、本件出張職員が東京都千代田区の評価機構に出張し、午後4時から午後4時40分まで、評価機構の認定病院患者安全部部長と面談した。

イ 上記アの面談の内容は、次のとおりである。

(ア) 本件回答の形式については、問題ないとされた。

(イ) 認定病院に係る医療事故報告の提出については、①提出の要否は各病院の判断に任せており、評価機構から指示はしないこと、②事故報告書の提出があったからといって、認定の剥奪などの不利益があるものではないこと、③提出された報告書は原則として外部に提出しないこと及び④報告制度は、提出病院に不利益を与える趣旨ではないことが確認された。

(ウ) 医療事故の報告に係る全国の動向については、上記(イ)①の事情から提出の要否の判断基準や対応が病院ごとに異なることが確認された。

(エ) 本件回答に係る報告書の内容については、現時点で、特に補足説明を求める事項はないとされた。

ウ なお、本件出張当日、事務局長は、終日を市役所本庁舎における社会関係の庁内会議に充てることとされており、本件出張に出向いた事実はない。これに反する事実をいう請求人の上記第2 1(1)の主張は、採ることができない。

(7) 本件出張に係る旅費の支出

ア 本件出張に係る旅費(以下「本件旅費」という。)の額は、次のとおりとされた。

(ア) 本件旅費のうち鉄道賃は、本件出張職員それぞれについて、京都市旅費条例(以下「旅費条例」という。)、京都市旅費条例施行細則(以下「旅費細則」という。)等の規定に従い、丹波口駅から東京駅までの間の往復運賃及び京都駅から東京駅までの間の新幹線指定席

特急料金の計 26,640 円とされた。

(イ) 本件旅費のうち日当は、本件出張職員それぞれについて、旅費条例、旅費細則等の規定に従い、3,450 円とされた。

イ 本件旅費の支出手続は、次のとおり行われた。

(ア) 支出決定（事業所専決規程により、1 件 50,000 円以下の旅費の支出決定が管理課長の専決事項とされている。）は、京都市病院事業財務規則第 33 条の規定により省略された。

(イ) 平成 18 年 9 月 22 日付け発行の支払伝票により、同日付けで、概算払の方法により、60,180 円（30,090 円×2 名）が支出された。

(ウ) 精算は、旅費細則第 8 条第 4 項の規定により省略された。

2 判断及び結論

(1) 本件旅行命令について

ア 本件旅行命令に係る合理的な必要性について

(ア) 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合に、その裁量により、補助機関である職員に対して旅行命令を発することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法になるというべきである。そして、このことは、旅行命令が普通地方公共団体の長から委任を受けるなどしてその権限を有するに至った職員により発せられる場合にも、同様に当てはまるものと解される（最高裁平成 17 年 3 月 10 日判決）。

(イ) 京都市においては、任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、旅行命令を発することができる（旅費細則第 2 条第 2 項）とされているところ、本件では、当該規定に照らし、本件出張に係る合理的な必要性の有無について、本件旅行命令を決定した管理課長による裁量権の行使に逸脱又は濫用があったかどうかの問題となる。

(ウ) 上記 1 (4) アで認定したところによれば、本件出張は、本件回答の提出に際し、主に次のような必要性の認識から、本件回答を郵送その他の通信手段によって評価機構に送達するだけでは足りず、評価機構の担当者と直接に面談する必要があるとの判断に基づき行われたものであることが認められる。

① 市立病院が認定病院となった以後では医療事故に係る照会として初の事例であった本件照会に対し、本件回答において、必要とされた回答事項である上記 1 (3) イ (ア) の内容だけでなく、事実関係

等を記載した報告書を任意に提出する方針を採ったことから、そのような通常と異なる内容を回答することに係る市立病院の意図を遺漏なく伝達する必要があったこと。

② 本件照会の端緒として、本件事故に係る新聞報道があったため、事実経過についての補足説明に係る対応を想定する必要があったこと。

(エ) 本件照会に至るまでの経過や本件回答の内容に照らせば、上記(ウ)①及び②のような必要性があるとの判断には合理性が認められるところであり、そのような必要性に基づき、本件回答の提出に際し、郵送により送達するだけでは足りず、評価機構に向いて担当者と同面談する必要があったとした判断には、合理的な理由があるというべきであるから、この点について、旅費細則第2条第2項の規定に照らし、本件旅行命令に係る管理課長による裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとは認められない。

(オ) ところで、請求人は、正確な記録や行政の透明性等の観点からは、本件回答について補足説明が必要であれば、それも含めてすべて書面で行うべきであり、補足説明の必要性が、本件回答を郵送により送達することができないとする理由にはならない旨を主張する。

請求人のこのような指摘は、一般論としては傾聴すべきものであるが、実務においては、行政機関の考え方等を書面にすることが困難又は非現実的な場合があると考えられ、どの程度の内容を文書化し、あるいは口頭での補足説明によるかは、請求人が指摘する要素のほか、事務の効率性等も考慮のうえ、行政機関の合理的な裁量にゆだねられていると解すべきである。

そのような観点からすれば、上記(エ)で述べたとおり、本件旅行命令の決定に際し、口頭での補足説明を想定して本件出張の必要性を判断したことについては、合理的な裁量の範囲内のものであると認められ、この点に係る請求人の上記主張は、採ることができない。

(カ) 次に、本件出張職員の選定について見ると、市立病院における専任のリスクマネージャーである本件部長補佐が本件事故に係る経過等について説明することが困難であるとは考えにくいことなどからすれば、本件回答に際し、遠隔地に2名もの職員を派遣する必要があったのかどうかについては、若干の疑問があるといわざるを得ないところである。

しかし、上記1(4)イの選定理由は、それぞれ同アに掲げた本件出張の理由に対応するものであることが認められ、本件出張職員の

各々について見れば、これを出張させることについて合理的な理由を認めることができるところであって、本件旅行命令に係る管理課長の裁量に、明らかな逸脱又は濫用があるとまでは認めることができない。

イ 本件旅行命令の手続について

(ア) 本件部長補佐に係る本件旅行命令については、上記1(5)ウで認定したように、専決権限を有しない管理課長が決定したことが認められる。

(イ) 市立病院の各所属の職員に対する旅行命令に係る専決権限は、事業所専決規程の規定により、当該各所属の長に配分されているところであるから、本件部長補佐に係る本件旅行命令については、その決定手続について、形式的には、事業所専決規程に反する違法があるものといわざるを得ない。

しかし、市立病院における旅行命令事務の処理については、実務上、管理課長による決定に先立ち、各所属長が承認した出張届を同課に提出させ、それに基づき決定手続を行うこととされており、本件部長補佐に係る本件旅行命令についても同様の事務処理がされていることにかんがみれば、本件部長補佐に係る本件旅行命令については、本来の専決権者である薬剤科部長の判断が反映されているものと見るのが相当であり、これに実質的な違法があるとまでは認められない。

ウ 本件旅行命令の適法性に係る判断

以上から、本件旅行命令については、出張職員の選定に関し、出張目的に応じた必要最小限の人数とすべき要請に照らして、若干の問題が認められるほか、本件部長補佐に係る命令の手続に形式的な違法が認められるものの、これを決定した管理課長による裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとまでは認められず、これを実質的に違法又は不当であるということとはできない。

(2) 本件旅行命令に基づく本件旅費の支出について

ア

(ア) 請求人は、上記第2 1(2)のように、本件部長補佐に係る本件旅費の支出手続が、同人に係る本件旅行命令の発令日以前に行われたものであると指摘し、その支出の違法を主張する。

(イ) 本件部長補佐に係る本件旅行命令については、上記1(5)エで認定したように、旅行命令簿の命令日欄の記載に誤記があったことが認められるところである。

(ウ) ところで、当該誤記は、本件旅行命令の起案時に生じたとされているところ、旅行命令の制度及び旅行命令簿の様式上、旅行命令簿の命令日欄には、旅行命令の決定後、実際に旅行命令を発した日付を記載すべきであるから、上記の誤記は、旅行命令の起案時に命令日欄も併せて記載するとの誤解に基づき、生じたものであると考えられる。

(エ) そうすると、本件旅行命令に係る旅行命令簿の命令日欄に記載の日付は、本件旅行命令の発令日ではなく、起案日に過ぎないということであるから、本件旅行命令と本件旅費の支出の先後関係について見た場合、命令日欄の誤記の有無にかかわらず、本件旅費の支出手続よりも前に本件旅行命令が発令されたのかどうか、旅行命令簿上は、判然としないことになる。

(オ) 上記(ウ)のような誤解に基づく事務処理は、上記(エ)のような手続上の不都合を生じるものであって、速やかに是正されるべきであるが、本件旅費の支出について見れば、支払伝票に、旅行命令簿との照合を行った旨の担当者の押印が認められるほか、支出内容が本件旅行命令の内容に一致していることが認められるところであって、実質的に、前提となる旅行命令を欠く旅費の支出が行われたと判断しなければならぬ事情があるとは認められない。

イ 上記(1)で述べたとおり、本件旅行命令については、その一部に若干の問題があり、及び形式的な違法が見られるものの、実質的には、これを違法又は不当であるとは認められないところ、本件旅行命令に基づく本件旅費の支出については、上記アで述べたような手続上の不都合を生じる事務処理は認められたものの、その違法又は不当を疑うべき事情は見当たらない。

(3) 結論

以上のとおり、本件支出については、これを違法又は不当とする事由を見出すことはできない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)